【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　2026年11月11日

【中間会計期間】　第104期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

【会社名】　扶桑薬品工業株式会社

【英訳名】　Fuso Pharmaceutical Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】　代表取締役社長　　戸　田　幹　雄

【本店の所在の場所】　大阪市中央区道修町一丁目７番10号

（注）従来、本店事務取扱場所としておりました大阪市城東区森之宮の本社機能を2026年９月28日付で、上記の[本店の所在の場所]である大阪市中央区道修町（扶桑道修町ビル）へ移転しております。

【電話番号】　06-6969-1131(代表)

【事務連絡者氏名】　上席執行役員　総務本部長総務部長(兼)経理部長
古　市　晴　彦

【最寄りの連絡場所】　東京都中央区日本橋本町二丁目４番５号

【電話番号】　03-5203-7101(代表)

【事務連絡者氏名】　執行役員　営業本部東京第一支店長(兼)東京事務所長
田　島　潔

【縦覧に供する場所】　扶桑薬品工業株式会社　東京第一支店
(東京都中央区日本橋本町二丁目４番５号)

扶桑薬品工業株式会社　東京第三支店
(横浜市港北区新横浜三丁目19番地１号)

扶桑薬品工業株式会社　名古屋支店
(名古屋市中区丸の内三丁目17番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第103期 中間会計期間	第104期 中間会計期間	第103期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	31,229	32,395	62,307
経常利益	(百万円)	1,131	1,434	2,349
中間(当期)純利益	(百万円)	831	1,041	2,011
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	―	―	―
資本金	(百万円)	10,758	10,758	10,758
発行済株式総数	(株)	9,451,169	9,451,169	9,451,169
純資産額	(百万円)	34,008	36,639	35,057
総資産額	(百万円)	85,433	91,284	90,323
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	97.40	122.03	235.63
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	45.00	45.00	90.00
自己資本比率	(%)	39.8	40.1	38.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,367	7,719	△6,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△803	△1,259	△1,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,544	△5,558	6,321
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	4,638	5,748	4,846

（注）１．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調が継続しました。一方、中東情勢をはじめとする不安定な国際情勢を背景としたエネルギー価格や原材料価格の高騰、頻発する自然災害、継続的な物価上昇に加え、米国の通商政策の動向や金融資本市場の変動等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

医薬品業界では、薬価制度改革をはじめとして後発医薬品の使用促進策の強化等、医療費適正化諸施策が引き続き推進されており、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大等、収益環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリー等、人工透析関連製商品及び輸液等のより強固な浸透を図るとともに、後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当中間会計期間の業績につきましては、薬価改定が後発医薬品の売上に及ぼすマイナスの影響はあったものの販売促進活動の効果等により、売上高は323億95百万円と前年同期と比べ11億65百万円（3.7%）の増加となりました。利益面につきましては、売上高の増加や前年同期に計上したDMX-200の国内治験開始に伴うマイルストーンペイメントが当中間会計期間は発生しなかったことにより営業利益は17億43百万円と前年同期と比べ４億95百万円（39.7%）の増加、経常利益は14億34百万円と前年同期と比べ３億３百万円（26.8%）の増加、また、中間純利益は10億41百万円と前年同期と比べ２億９百万円（25.2%）の増加となりました。

当社は人工腎臓用透析剤や輸液製剤といった基礎的な医薬品を多く取り扱い、安定供給への重大な責任を有していることから、地震等の自然災害やパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症等、突発的に発生する事象に備えて、安定供給に支障を来たしかねない事象が判明した際には、直ちに緊急対策会議を開催し、優先してその解消に努める等の対策を常日頃より行っております。

製造設備に関しても大規模な拠点を東西に分散設置し、製品保管庫を各地に設けており、想定外の需要が生じた場合にも対応可能な在庫数量を確保していることに加え、製品が全体的に重量物の占める割合が高いため、物流コストの上昇による影響は大きく、必然的に売上原価や販売費及び一般管理費は非常に高くなり、営業利益率は低くなる傾向となっております。

そのような中、当中間会計期間の医薬品事業につきましては、売上高は323億65百万円と前年同期と比べ11億89百万円（3.8%）の増収となり、売上総利益は82億12百万円と前年同期と比べ１億26百万円（1.6%）の増加、営業利益は17億24百万円と前年同期と比べ４億96百万円（40.4%）の増加となりました。

医薬品の安定供給の社会的使命を全うし、同時に経営基盤の強化を行っていくことが今後も必須であると考えております。

当中間会計期間末の総資産は、売掛金の減少等があったものの、建物及び構築物（純額）等の有形固定資産や投資その他の資産の増加等により、前事業年度末から９億61百万円（1.1%）増加し、912億84百万円となりました。

負債は、買掛金や未払法人税等の増加等があったものの、短期及び長期借入金の減少等により、前事業年度末から６億20百万円（1.1%）減少し、546億45百万円となりました。

純資産は、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金の増加により、前事業年度末から15億81百万円（4.5%）増加し、366億39百万円となり、自己資本比率は40.1%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ９億２百万円増加し、57億48百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少等があったものの、税引前中間純利益や減価償却費の計上、売上債権の減少等により、77億19百万円の収入となりました。

なお、前年同期は2025年５月27日の特許権侵害差止等請求訴訟（控訴審）の判決において、東レ株式会社に対して合計74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が下ったことによる仮払金の支払額87億44百万円の影響により、53億67百万円の支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形及び無形固定資産の取得による支出等により、12億59百万円の支出となりました。（前年同期は８億３百万円の支出）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期及び長期借入金の返済による支出や配当金の支払等により、55億58百万円の支出となりました。（前年同期は45億44百万円の収入）

(3) 研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は６億65百万円であります。

なお、当中間会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

(1) ライセンス契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約内容	対価の支払
Dimerix Limited	オーストラリア	日本国内における巣状分節性糸球体硬化症（focal segmental glomerulosclerosis ： FSGS）の治療薬候補化合物（開発コード：DMX-200）の独占的な開発権及び販売権に関するライセンス契約	契約一時金 マイルストーン支出等

(2) 財務上の特約が付されている金銭消費貸借契約

契約締結日	借入先	借入金残高（百万円）	弁済期限	担保の有無	財務上の特約
2023年１月11日	シンジケートローン 金融機関４社	1,879	2031年１月30日	有 （注）１	（注）２
2024年５月13日	シンジケートローン 金融機関８社	15,000	2027年５月31日	無	（注）３

（注）１　担保の内容は、以下の通りです。
土地及び建物等

２　財務上の特約の内容は、以下のとおりです。
2023年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の50%に相当する金額以上に維持すること。

３　財務上の特約の内容は、以下のとおりです。
① 2024年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
② 2024年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における報告書等の単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

４　2026年３月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額134億円のシンジケートローン契約を締結しております。
なお、弁済期限は2039年２月28日であり、当中間会計期間末における借入金の残高及び担保の設定はありません。
当該契約についての財務上の特約の内容は、以下のとおりです。
① 2025年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
② 2025年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

(3) 岡山第二工場の設計施工請負契約

当社は、2026年9月30日付けの取締役会決議に基づき、2025年8月8日公表の中期経営方針「FUSOビジョン2030NextStage」（以下、本方針）で計画しておりました岡山第二工場の建設につきまして、千代田エクスワンエンジニアリング株式会社（以下、CXO）と、岡山第二工場建設に係る設計施工請負契約を締結いたしました。

① 概要

当社は、医療に不可欠な基礎的な医薬品の安定的かつ継続的な供給を重要な社会的使命と位置付けており、既存の岡山工場（岡山県浅口郡里庄町）は、1985年の竣工以来、透析剤および輸液・注射剤の生産拠点として、西日本における供給基盤の役割を担ってまいりました。

このたび当社は、本方針に基づき、さらなるBCP（事業継続計画）の強化および生産効率の向上を目的として、岡山工場敷地内に立体自動倉庫を併設した「岡山第二工場」の建設に係る設計施工請負契約を、医薬品製造工場の建設に

豊富な知見を有するCXOと締結することを決定いたしました。

当社は、今回の岡山第二工場への粉末透析剤ラインの新設により、同剤の供給能力拡大を図ることで、安定供給体制を一層強化いたします。また、内用剤生産拠点である大東工場（大阪府大東市）の機能を同工場へ移転し、国内生産拠点網を再編・集約するとともに、より生産性の高いラインへと増強することで、製造効率の向上を実現してまいります。

これらの取組みを通じ、当社は「医療を通じて社会を支える、なくてはならない企業となる」というFUSOビジョンの実現に向け挑み続けることで、患者さんや日本の医療への更なる貢献を果たしてまいります。

② 岡山第二工場の概要

名称	岡山第二工場
所在地	岡山県浅口郡里庄町里見9033番地※岡山工場と同一敷地内
建物構造	鉄骨造５階建
建築面積	約3,400㎡
延床面積	約8,800㎡
投資総額	約140億円（建物、生産設備および関連費用を含む）
契約締結日	2026年9月30日
着工予定	2026年12月
竣工予定	2028年３月
製造開始予定	2028年12月

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,451,169	9,451,169	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は 100株であります。
計	9,451,169	9,451,169	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	―	9,451,169	―	10,758	―	10,000

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号	664	7.78
ぶどう協和会	大阪市中央区道修町１丁目７番10号	570	6.69
敷島振興株式会社	大阪市中央区本町４丁目８番１号	452	5.30
扶桑薬品工業従業員持株会	大阪市中央区道修町１丁目７番10号	334	3.92
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内１丁目１番２号	278	3.27
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	245	2.88
戸　田　幹　雄	大阪府豊中市	179	2.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	159	1.87
中尾薬品株式会社	大阪市北区天満４丁目６番20号	151	1.78
内外化成株式会社	大阪市東成区東今里２丁目２番５号	127	1.49
計	―	3,164	37.08

(注) 1　当中間会計期間末現在における三井住友信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数は、当社として把握することができないため記載しておりません。

2　2026年６月４日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が2026年５月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、三井住友信託銀行株式会社を除き、当社として2026年９月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	245	2.60
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園１丁目１番１号	128	1.36
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂９丁目７番１号	115	1.22
合計	―	489	5.18

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 916,000	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,452,900	84,529	―
単元未満株式	普通株式 82,269	―	―
発行済株式総数	9,451,169	―	―
総株主の議決権	―	84,529	―

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株（議決権５個）含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 扶桑薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町一丁目７番10号	916,000	―	916,000	9.69
計	―	916,000	―	916,000	9.69

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,846	5,748
売掛金	26,897	23,731
商品及び製品	13,525	13,274
仕掛品	75	87
原材料及び貯蔵品	2,082	2,212
仮払金	8,744	8,744
その他	1,164	1,314
流動資産合計	57,336	55,112
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,066	9,470
土地	8,820	8,820
その他（純額）	4,300	5,954
有形固定資産合計	22,186	24,245
無形固定資産	1,352	1,223
投資その他の資産	9,447	10,704
固定資産合計	32,987	36,172
資産合計	90,323	91,284
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	3,012	1,842
買掛金	4,067	4,541
短期借入金	26,604	21,976
未払法人税等	103	428
賞与引当金	930	981
訴訟関連損失引当金	8,744	8,744
その他の引当金	25	-
その他	8,198	12,891
流動負債合計	51,684	51,406
固定負債		
長期借入金	1,858	1,567
その他の引当金	177	160
その他	1,544	1,510
固定負債合計	3,581	3,238
負債合計	55,265	54,645

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,758	10,758
資本剰余金	14,951	14,951
利益剰余金	13,881	14,538
自己株式	△2,595	△2,596
株主資本合計	36,995	37,651
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,736	3,662
土地再評価差額金	△4,674	△4,674
評価・換算差額等合計	△1,937	△1,012
純資産合計	35,057	36,639
負債純資産合計	90,323	91,284

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	31,229	32,395
売上原価	23,125	24,164
売上総利益	8,104	8,230
販売費及び一般管理費	※1 6,857	※1 6,487
営業利益	1,247	1,743
営業外収益		
受取利息及び配当金	74	94
受取保険金	82	91
その他	24	31
営業外収益合計	181	217
営業外費用		
支払利息	146	215
支払手数料	81	246
生命保険料	50	51
その他	19	12
営業外費用合計	298	526
経常利益	1,131	1,434
特別損失		
投資有価証券売却損	26	-
投資有価証券評価損	1	-
特別損失合計	28	-
税引前中間純利益	1,102	1,434
法人税、住民税及び事業税	280	323
法人税等調整額	△9	69
法人税等合計	270	392
中間純利益	831	1,041

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	1,102	1,434
減価償却費	1,296	1,313
投資有価証券売却損益（△は益）	26	-
投資有価証券評価損	1	-
賞与引当金の増減額（△は減少）	△20	51
受取利息及び受取配当金	△74	△94
支払利息	146	215
支払手数料	81	246
売上債権の増減額（△は増加）	3,655	3,166
棚卸資産の増減額（△は増加）	95	109
仮払金の増減額（△は増加）	△8,744	-
仕入債務の増減額（△は減少）	△972	△694
その他	△1,064	1,953
小計	△4,469	7,701
利息及び配当金の受取額	74	94
利息の支払額	△147	△216
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△824	140
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,367	7,719
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△701	△1,046
無形固定資産の取得による支出	△208	△83
投資有価証券の売却による収入	88	-
その他	18	△128
投資活動によるキャッシュ・フロー	△803	△1,259
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	5,500	△4,600
長期借入金の返済による支出	△513	△318
支払手数料の支払額	△81	△252
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△357	△383
その他	△1	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,544	△5,558
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,625	902
現金及び現金同等物の期首残高	6,264	4,846
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,638	※1 5,748

【注記事項】

(追加情報)

当社は、東レ株式会社より、2018年12月13日付にて経口そう痒症改善剤ナルフラフィン塩酸塩OD錠2.5μg「フソー」[先発代表製品:レミッチOD錠2.5μg]に関する特許権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されました。

その後、東京地方裁判所は東レ株式会社の請求を棄却する判決を下したため、2021年３月30日、東レ株式会社はこれを不服とし、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

2025年５月27日に知的財産高等裁判所は、東レ株式会社の請求を一部認容し、当社に対し、合計74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

本判決に伴って訴訟関連損失引当金繰入額87億44百万円を2025年３月期の特別損失として計上しております。

なお、当社はこれまで、本製品は東レ株式会社が保有する特許権を侵害しないこと等を主張してまいりましたが、控訴審において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり承服できかねることから、2025年６月６日付けにて、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行っております。

(中間損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
荷造運送費	1,140百万円	1,203百万円
給料	1,305　〃	1,305　〃
賞与引当金繰入額	384　〃	378　〃
減価償却費	275　〃	324　〃
研究開発費	1,225　〃	665　〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	4,638百万円	5,748百万円
現金及び現金同等物	4,638百万円	5,748百万円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月25日 定時株主総会	普通株式	358	42.00	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月10日 取締役会	普通株式	384	45.00	2025年９月30日	2025年12月２日	利益剰余金

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月24日 定時株主総会	普通株式	384	45.00	2026年３月31日	2026年６月25日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月11日 取締役会	普通株式	384	45.00	2026年９月30日	2026年12月２日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産の賃貸を営んでおりますが、重要性が乏しいことからセグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産の賃貸を営んでおりますが、重要性が乏しいことからセグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
医療用医薬品及び医療用機械器具	29,760	30,889
その他	1,469	1,505
売上高	31,229	32,395

(注)「その他」の区分は、医療用医薬品の製造受託関係等やコ・プロモーション契約に係る報酬（前中間会計期間1,415百万円、当中間会計期間1,476百万円）、不動産の賃貸に関する収入（前中間会計期間53百万円、当中間会計期間29百万円）であります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益	97円40銭	122円03銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	831	1,041
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る中間純利益(百万円)	831	1,041
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,539	8,536

(注)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【その他】

第104期(2026年４月１日から2027年３月31日まで)中間配当について、2026年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを2026年11月11日開催の取締役会で決議いたしました。

①　配当金の総額　384百万円

②　１株当たりの金額　45円00銭

③　支払請求権の効力発生日及び支払開始日　2026年12月２日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

扶桑薬品工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　髙　﨑　充　弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　村　上　育　史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている扶桑薬品工業株式会社の2026年４月1日から2027年３月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（2026年４月1日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑薬品工業株式会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。